

農産物直売所「榛原にぎわい市場」
指定管理関係条例集

令和 7 年 1 0 月

奈良県 宇陀市

改正

平成23年12月26日条例第22号

令和5年9月25日条例第14号

宇陀市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、市が設置する公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(募集)

第2条 市長又は教育委員会（以下「市長等」という。）は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示し、指定管理者になろうとする法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募するものとする。

- (1) 公の施設の概要
 - (2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
 - (3) 申請受付期間
 - (4) 使用料に関する事項
 - (5) 指定管理者を指定して管理を行わせる期間（以下「指定期間」という。）
 - (6) 申請の資格
 - (7) 選定の基準
 - (8) その他市長等が指定する事項
- (指定管理者の指定の申請)

第3条 前条の規定により指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に次に掲げる書類を添えて、申請受付期間内に市長等に提出しなければならない。

- (1) 管理を行う公の施設の事業計画書
- (2) 管理に係る収支計画書
- (3) 当該団体の経営状況を説明する書類
- (4) その他市長等が別に定める書類

する暴力団その他の指定管理者としてふさわしくない団体として規則で定める事由に該当する団体は、前項に規定する申請をすることができない。

(選定方法等)

第4条 市長等は、前条に基づく申請書等の提出があったときは、次に掲げる選定の基準に照らし、総合的に審査し、最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。

- (1) 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- (3) 公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。
- (5) その他市長等が別に定める事項

(公募によらない指定管理者の候補者の選定等)

第5条 市長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、第2条の規定による公募によらず指定管理者の候補者を選定することができる。

- (1) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づき設置された公の施設の管理を同法により定義される選定事業者に行わせようとするとき（他の法令の規定に基づくこれに準じた方法により選定した事業者に行わせようとするときを含む。）。
- (2) 前号の規定により選定した事業者に管理を行わせる公の施設に併設する施設を当該事業者に管理を行わせることで一体的な施設の活用が図られると期待できるとき。
- (3) 公の施設の性格、規模、機能等を考慮し、その設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより事業効果が相当程度期待できるとき。
- (4) 市の施策推進の観点から施設の適正な管理を確保するため、合理的な理由があるとき。

2 前項の規定により指定管理者の候補者を選定するときは、市長等は、あらかじめ第3条各号の事項について当該団体と協議を行うものとし、前条各号に照らし総合的に判断するものとする。

(指定管理者の指定)

第6条 市長等は、第4条又は前条により選定した指定管理者の候補者について、地方自治法第244条の2第6項の規定による議会の議決があったときは、当該候補者を指定管理者に指定するものとする。

2 市長等は、指定管理者の指定を行ったときは、その旨を告示しなければならない。

(協定の締結)

第7条 指定管理者の指定を受けた団体は、市長等と公の施設の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の規定による協定で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定期間に関する事項
- (2) 事業計画に関する事項
- (3) 使用料に関する事項
- (4) 事業報告及び業務報告に関する事項
- (5) 市が支払うべき管理費用に関する事項
- (6) 双方のリスク負担に関する事項
- (7) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (8) 管理業務を行うにあたって保有する個人情報の保護に関する事項
- (9) その他市長等が別に定める事項

(業務報告の聴取等)

第8条 市長等は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し、定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第9条 市長等は、指定管理者が前条の規定に従わないときその他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 第6条第2項の規定は、指定管理者の指定の取消し又は管理の業務の停止について準用する。

(事業報告書の作成及び提出)

第10条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、その管理する公の施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長等に提出しなければならない。ただし、年度の途中において前条の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 利用状況及び利用拒否等の件数及び理由

- (3) 使用料の収入実績
 - (4) 管理経費の収支状況
 - (5) その他市長等が別に定める事項
- (個人情報の取扱い)

第11条 指定管理者は、公の施設を管理するに当たって知り得た個人情報（以下この条において「保有個人情報」という。）を取り扱う場合については、漏えい、滅失又はき損の防止など保有個人情報の適切な管理のため、第7条第1項に規定する協定に基づき必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定管理者又は管理する公の施設の業務に従事している者（以下この項において「従事者」という。）は、保有個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。指定管理者の指定期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(選定委員会の設置)

第12条 指定管理者の選定を行うため、宇陀市公の施設に係る指定管理者選定委員会を置く。ただし、公募によらない指定管理者の候補者の選定を行う場合においては、この限りでない。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の菟田野町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年菟田野町条例第19号）、榛原町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年榛原町条例第1号）又は室生村公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年室生村条例第15号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 3 施行日の前日において、合併前の条例の規定により合併前の菟田野町の公の施設の管理を行うものとして指定されていた法人その他の団体は、施行日からその指定の期間の末日までの間、この条例第6条の議会の議決を経て指定された指定管理者とみなす。

附 則（平成23年条例第22号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第1条から第39条までのそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日以後に係る申請又は許可について適用し、同日前に係る申請又は許可については、それぞれなお従前の例による。

附 則（令和5年9月25日条例第14号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の宇陀市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以降に選定する指定管理者候補者について適用し、同日前の指定管理者候補者の選定については、なお従前の例による。

○宇陀市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則

平成18年1月1日規則第7号

改正

平成20年11月27日規則第33号

平成24年3月5日規則第4号

令和元年12月11日規則第26号

宇陀市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、宇陀市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年宇陀市条例第7号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(募集)

第2条 市長又は教育委員会は、条例第2条に規定する指定管理者の募集を行うに当たっては、宇陀市公告式条例（平成18年宇陀市条例第3号）別表に規定する掲示場への掲示並びに広報うだ及び市ホームページへの掲載その他適当な方法により公募するものとする。

(申請等)

第3条 条例第3条に規定する指定管理者の指定の申請は、宇陀市公の施設に係る指定管理者指定申請書（様式第1号）により行わなければならない。

2 前項に定める書類には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 定款の写し及び登記簿謄本（法人以外の団体にあつては、会則等）
- (2) 前事業年度の貸借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類及び財産目録
- (3) 事業計画書
- (4) 収支計画書
- (5) 納税証明書（消費税及び地方消費税について未納額がないことの証明）
- (6) 身元証明書（法人は代表取締役。法人以外の団体にあつては、その代表者）
- (7) その他市長が必要と認める書類

3 条例第3条第2項に規定する規則で定める事由は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員がその事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。
- (2) 暴力団、暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員等がその事業活動を支配する法人その他

の団体若しくはその構成員（以下「暴力団等」という。）の利益となる活動（暴力団等と取引をし、又は暴力団等に資金等を供給し、若しくは便宜を供与する等積極的に暴力団等の維持運営に協力し、又は関与することをいう。以下同じ。）を行う法人その他の団体であるとき。

（３） 暴力団等に暴力団対策法第２条第１号に規定する暴力的不法行為等（以下「暴力的不法行為等」という。）を行わせた法人その他の団体であるとき。

（４） 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用する法人その他の団体であるとき。

（５） 代表者、役員、支店長、営業所長その他の相当の地位にある者又はその事業活動を支配している者（以下「代表者等」という。）のうちに次のいずれかに該当する者がある法人その他の団体であるとき（当該法人その他の団体の代表者等が他の法人その他の団体の代表者等を兼ねる場合において、当該他の法人その他の団体の他の代表者等のうちに次のいずれかに該当するものがあるときを含む。）。

ア 暴力団員等である者

イ 暴力団等の利益となる活動を行う者

ウ 暴力団等と社会的に不適切な交友関係（相手方が暴力団等であることを知りながら、会食、遊技、旅行、スポーツ等を共にするような交友関係をいう。）を持つ者

エ 暴力団等に暴力的不法行為等を行わせた者

オ 暴力的不法行為等に関し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者

カ 暴力的不法行為等に関し逮捕され、又は勾留された日から５年を経過しない者（オに該当しない者で、その者から聴取した事項又は調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったものであって、その者が代表者等である法人その他の団体では指定管理者による公の施設の適正な管理を確保する上で重大な支障を生ずると認めるものに限る。）

（６） 代表者等が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者である法人その他の団体であるとき。

（７） その法人その他の団体又はその代表者等が法人税若しくは所得税、消費税及び地方消費税、市町村民税又は固定資産税を滞納している法人その他の団体であるとき。

（８） 条例第９条第１項又は同条第２項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から５年を経過しない法人その他の団体であるとき。

(選定委員会の組織)

第4条 条例第12条の宇陀市公の施設に係る指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長及び委員は、市長がその都度委嘱又は任命する。

(委員長の職務)

第5条 委員長は、選定委員会の会務を総理する。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代理する。

(選定委員会の会議)

第6条 選定委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、過半数の委員が出席しなければ開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、必要があると認めるときは、会議に関係者を出席させ、説明を求めることができる。

5 選定委員会の庶務は、指定管理者の指定に係る公の施設を所管する部局等において処理する。

6 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮って定める。

(審議内容の報告)

第7条 委員長は、選定委員会において審議した内容を市長等に対して報告しなければならない。

(指定管理者の指定通知)

第8条 条例第6条第1項の規定により指定管理者を指定したときは、宇陀市公の施設に係る指定管理者指定通知書（様式第2号）により、指定をしなかったときは、宇陀市公の施設に係る指定管理者不指定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

2 条例第6条第2項に規定する指定管理者の指定の告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 指定管理者指定の日

(2) 管理を行わせる公の施設の名称

(3) 指定を受けた法人その他の団体の名称及び事務所の所在地

(4) 指定の期間

(5) 管理業務の内容

(指定の取消し)

第9条 市長等は、条例第9条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は管理の業務

の全部若しくは一部の停止を命じるときは、当該指定管理者に対して宇陀市指定管理者指定取消（停止）決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

2 条例第9条第2項に規定する指定管理者の指定の取消し又は管理の業務の停止の告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 処分を行った日
- (2) 処分を受けた法人その他の団体が管理を行っていた公の施設の名称
- (3) 処分を受けた法人その他の団体の名称及び事務所の所在地
- (その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成20年規則第33号）

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成24年規則第4号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（令和元年規則第26号）

この規則は、公布の日から施行する。

改正

平成18年 6 月 28日 条例第231号

平成22年12月 8 日 条例第39号

宇陀市農産物直売所条例

(設置)

第 1 条 宇陀市の農業振興と地域活性化に資するため、農産物直売所の販売を通して、生産者・消費者相互の交流を図るとともに、本市の農産物を広くアピールすることを目的として、農産物直売所を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 農産物直売所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
菟田野アグリマート	宇陀市菟田野松井129番地の 5
榛原にぎわい市場	宇陀市榛原萩原1263番地の 6 他

(損害賠償の義務)

第 3 条 故意又は過失により宇陀市農産物直売所（以下「直売所」という。）の施設又は市が設置した直売所の工作物を損傷し、又は滅失した者は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(管理)

第 4 条 直売所の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であって、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により、直売所の管理を指定管理者に行わせる場合は、当該指定管理者は必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、直売所の休館日を変更し、若しくは別に定め、又は開館時間を変更することができる。

3 第 1 項の規定により直売所の管理を行わせる場合は、第 3 条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(指定管理者の業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 直売所の運営に関する業務
 - (2) 直売所の維持管理に関する業務
 - (3) その他市長が必要と認める業務
- (指定管理者の指定手続等)

第6条 指定管理者の指定手続等については、宇陀市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年宇陀市条例第7号）によるものとする。

(指定管理者の原状回復義務)

第7条 指定管理者は、その期間が満了したとき、又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(管理者の設置等)

第8条 直売所の管理運営に万全を期するため、管理者を置く。

- 2 管理者は、委員会の委員のうちから選出し、市長が委嘱する。
- 3 管理者は、直売所及び周辺環境整備に努めなければならない。

(施設及び工作物の変更)

第9条 管理者は、施設及び市が設置した工作物を変更しようとするときは、事前に市長の許可を受けなければならない。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の菟田野町農産物直売所設置及び管理に関する条例（平成15年菟田野町条例第12号）又は菟田野町農産物直売所管理運営規則（平成15年菟田野町規則第14号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成18年条例第231号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年 9 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 指定管理者の指定の手続に関する行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。
- 3 この条例の施行の日前に改正前のそれぞれの条例の規定によりされた許可等の処分その他の行為で、同日以後の使用に係るものは、改正後のそれぞれの条例の相当規定によりされた許可等の処分その他の行為とみなす。

附 則（平成22年条例第39号）

この条例は、平成23年 4 月 1 日から施行する。